

2020年3月

「ご契約のしおりー約款」の改定について

契約日が2020年4月1日となるご契約につきましては、普通保険約款の一部が改定となります。

次ページ以降をぜひご一読・ご確認のうえ、ドリームクルーズワイド「ご契約のしおりー約款」（2019年10月作成）および保険証券とあわせて保管下さい。

ドリームクルーズワイド

〈1〉 無配当外貨建終身保険016（予定利率更改型）普通保険約款のうち一部を次のとおりとします。

〈i〉 第4条（死亡保険金の支払）第⑤項を次のとおりとします。（118ページ）

⑤ 被保険者が責任開始の日から契約日の前日までの間に死亡した場合は、第1条（用語の意義）および第11条（会社の責任開始時）の規定にかかわらず、会社は、責任開始の日を契約日とみなして処理し、死亡保険金を支払います。ただし、その死亡が免責事由に該当したときは、第29条（払いもどし金）第①項の規定を適用します。

〈ii〉 第5条（高度障害保険金の支払）第⑧項を次のとおりとします。（120ページ）

⑧ 被保険者が責任開始の日から契約日の前日までの間に高度障害状態になった場合は、第1条（用語の意義）および第11条（会社の責任開始時）の規定にかかわらず、会社は、責任開始の日を契約日とみなして処理し、高度障害保険金を支払います。ただし、免責事由に該当したときを除きます。

〈iii〉 第9条（保険金の請求手続、支払の期限および支払の場所）第③項を次のとおりとします。（122ページ）

③ 保険金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、契約の締結時から保険金請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときには、会社は、それぞれに定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合、第②項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、必要書類が会社に着いた日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	保険金の支払事由に該当する事実の有無
(2) 保険金の免責事由に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
(4) 詐欺による取消（第21条）、不法取得目的による無効（第22条）または重大事由による解除（第26条）に該当する可能性がある場合	次の(ア)から(ウ)に定める事項 (ア) 第(2)号および第(3)号に定める事項 (イ) 契約者、被保険者または保険金受取人の契約締結の目的または保険金請求の意図に関する契約の締結時から保険金請求時までにおける事実 (ウ) 第26条（重大事由による解除）第①項第(4)号(ア)から(ウ)に該当する事実の有無

〈iv〉 第11条（会社の責任開始時）第③項柱書を次のとおりとします。（123ページ）

③ 会社が契約の申込を承諾したときには、契約者に対し、次の各号に定める事項を記載した保険証券を交付することにより、承諾の通知を行います。

〈v〉 第13条（未経過期間に対応する保険料相当額の払いもどし）第①項柱書を次のとおりとします。（124ページ）

① 年払契約または半年払契約が保険料期間の途中で次の各号に定める事由に該当したことにより保険料（一部の場合を含みます。以下、本条において同じとします。）の払込を必要としなくなった場合で、事由に該当した時を含む保険料期間に対応する保険料が払い込まれているときには、会社は、事由に該当した時を含む保険料期間のうち事由に該当した後の期間（1か月未満の端数については切り捨てます。）に対応する保険料相当額として会社の定める方法により計算した金額（以下「未経過期間に対応する保険料相当額」といいます。）を契約者（保険金を支払うときは保険金受取人）に払いもどします。ただし、詐欺による取消（第21条）または不法取得目的による無効（第22条）に該当する場合は、未経過期間に対応する保険料相当額を払いもどしません。

〈vi〉 第43条（年齢または性別の誤りの処理）第①項第(2)号を次のとおりとします。（132ページ）

項目	内容
(2) 契約日における実際の年齢が、会社の定める年齢の範囲外であった場合	会社は、契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料を契約者に払いもどします。 ただし、会社の定める最低年齢に達してから誤りの事実を発見した場合で、最低年齢に達した日にこの保険への加入を取り扱っているときは、最低年齢に達した日を契約日とし、会社は、保険料を改め、その差額を精算します。この場合、保険金の支払事由の発生前にこの手続をしなかったときは、超過額がある場合には保険金とともに支払い、不足額がある場合には保険金から控除します。

〈vii〉 別表3「対象となる障害状態」の備考（別表2、別表3）4.(1)を次のとおりとします。（137ページ）

(1) 聴力の測定は、日本産業規格に準拠したオーディオメータで行います。

大樹生命保険株式会社

〒100-8123 東京都千代田区大手町2-1-1

TEL:03-6831-8000(大代表)

<https://www.taiju-life.co.jp/>